

# 社会福祉法人古平福祉会 定款

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、「愛・誠・奉仕」の精神を、守るべき三つの信条として掲げ、法人の事業に関わる全ての者が、法人が行う多様な福祉サービス等がその利用者の意向や人権を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、障害のある児童においては心身ともに健やかに育成されることを目的とし、その他の利用者においては個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第一種社会福祉事業

##### (イ) 障害者支援施設の経営

#### (2) 第二種社会福祉事業

##### (イ) 障害福祉サービス事業の経営

##### (ロ) 一般相談支援事業の経営

##### (ハ) 特定相談支援事業の経営

#### (二) 障害児相談支援事業の経営

##### (ホ) 障害児通所支援事業の経営

##### (ヘ) 移動支援事業の経営

##### (ト) 地域活動支援センターの経営

##### (チ) 老人居宅介護等事業の経営

##### (リ) 老人デイサービス事業の経営

##### (ヌ) 老人短期入所事業の経営

##### (ル) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

##### (ヲ) 老人デイサービスセンターの経営

### (名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人古平福祉会 という。

### (経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、独居障害者、子育て世帯及び経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービス等を積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を、北海道古平郡古平町大字新地町 21 番地 4 号に置く。

### (事業の名称)

第五条 この法人の行う事業全体の名称を、一体型事業所「れい明の里」（以下、れい明の里） という。

## 第二章 評議員

### (評議員の定数)

第六条 この法人に評議員 7 名を置く。

### (評議員の選任及び解任)

第七条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事 2 名、事務局員 2 名、次項の定めに基づいて選任された外部委員 2 名の合計 6 名で構成する。

3 評議員選任・解任委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第 1 号又は第 2 号に該当する者の配偶者、3 親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

4 評議員選任・解任委員会に提出する選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。

評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

7 評議員選任・解任委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を 2 名まで選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選任・解任選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 補欠の評議員として当該候補者を 2 名選任した場合にあっては、その旨及び補欠評議員の氏名と相互間の優先順位

9 第 7 項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

### (評議員の任期)

第八条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 6 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

### (評議員の報酬等)

第九条 評議員に対して、各年度の総額が 1,500,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

### 第三章 評議員会

#### (構成)

第一〇条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選とする。

#### (権限)

第十一条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### (開催)

第一二条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

#### (招集)

第一三条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

#### (決議)

第一四条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならぬ。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす。

## (議事録)

第一五条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録の署名押印は、当該評議員会の議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された（議事録署名人）2名がこれに署名し押印する。

## 第四章 役員及び職員

### （役員の定数）

第一六条 この法人には、次の役員を置く。

（1）理事 6名

（2）監事 3名

2 理事のうち1名を、法人の代表権を有する代表理事とする。（以下「理事長」という。）

3 理事長以外の理事のうち、2名までを代表権のない、業務執行理事とすることができる。

4 業務執行理事を置く場合、1名のときは常務理事とする。また、2名置く場合は、1名を法人運営担当の専務理事、もう1名を事業運営担当の常務理事とする。

5 監事のうち、2名は法人の財務・経理等の会計監査を、1名は法人の業務・事業等の監査を担当する。

### （役員の選任）

第一七条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

### （理事の職務及び権限）

第一八条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### （監事の職務及び権限）

第一九条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### （役員の任期）

第二〇条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員の解任)

第二一条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (役員の報酬等)

第二二条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

#### (職員)

第二三条 この法人に、職員（以下「従業者」という）を置く。

2 この法人の設置経営する施設、事業所の長、その他次に掲げる重要な管理職の従業者（以下「管理者等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

(1) 法人事務局長及びその補佐をする者

(2) 施設、事業所の長を補佐する者

(3) 事務長及びその補佐をする者

3 管理者等以外の従業者は、理事長が任免する。

### 第五章 相談役及び顧問

#### (相談役等)

第二四条 この法人に相談役及び顧問（以下、「相談役等」という。）を置くことができる。

2 相談役等は、法人経営と事業推進に大きな功績を上げた役員等、或いは秀でた実績等を上げた管理職経験者の中から一定基準に基づいて委嘱し、法人経営の重要な場面等に参考意見を求めたり、事業現場への助言や指導等を行う役割を担う。

3 相談役等の選任や解任、任務の内容、人数及び待遇等に関する規程は評議員会で別に定める。

### 第六章 会員

#### (会員)

第二五条 この法人に会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

3 会員に関する規程は、別に定める。

### 第七章 理事会

#### (構成)

第二六条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

#### (権限)

第二七条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

### (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

#### (招集)

第二八条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、業務執行理事が理事会を招集する。
- 3 理事長及び業務執行理事が欠けたとき、又は理事長及び業務執行理事に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

#### (決議)

第二九条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面、又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があつたものとみなす。

#### (議事録)

第三〇条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録の署名押印は、当該理事会に出席した理事長及び監事がこれに署名し、押印する。

## 第八章 役員等の損害賠償責任の免除

#### (責任の免除)

第三一条 理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規程により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

#### (責任限定契約)

第三二条 理事(理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。)、監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が、任務を怠したことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金150万円以上で予め定めた額と、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項2号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

## 第九章 資産及び会計

#### (資産の区分)

第三三条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産、公益事業用財産の三種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

#### (土地)

- (1) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 204 番地 3 の山林 (2, 506 m<sup>2</sup>)
- (2) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 204 番地 4 の山林 (7, 594. 50 m<sup>2</sup>)
- (3) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 204 番地 5 の山林 (22, 080 m<sup>2</sup>)
- (4) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 204 番地 6 の山林 (17, 349. 63 m<sup>2</sup>)
- (5) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 204 番地 7 の山林 (6, 950. 18 m<sup>2</sup>)
  
- (6) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 204 番地 8 の山林 (16, 297 m<sup>2</sup>)
- (7) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 204 番地 9 の山林 (10, 447 m<sup>2</sup>)
- (8) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 204 番地 17 の山林 (84 m<sup>2</sup>)
- (9) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 204 番地 14 の山林 (7, 050. 31 m<sup>2</sup>)
- (10) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 204 番地 20 の山林 (7, 436 m<sup>2</sup>)
- (11) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 203 番地 4 の山林 (100, 005 m<sup>2</sup>)
- (12) 北海道古平郡古平町大字本町 47 番地の宅地 (600. 09 m<sup>2</sup>)
- (13) 北海道古平郡古平町大字浜町 218 番地の宅地 (102. 47 m<sup>2</sup>)
- (14) 北海道古平郡古平町大字沢江町 672 番地 2 の宅地 (319. 98 m<sup>2</sup>)
- (15) 北海道古平郡古平町大字新地町 16 番地の宅地 (193. 48 m<sup>2</sup>)
- (16) 北海道古平郡古平町大字港町 389 番地の宅地 (102. 67 m<sup>2</sup>)
- (17) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 204 番地 11 の山林 (2, 001. 00 m<sup>2</sup>)
- (18) 北海道古平郡古平町大字浜町 232 番地 1 の宅地 (94. 21 m<sup>2</sup>)
- (19) 北海道古平郡古平町大字沢江町 21 番地 1 の宅地 (876. 49 m<sup>2</sup>)
- (20) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 14 番地 5 の宅地 (1, 174. 30 m<sup>2</sup>)
- (21) 北海道古平郡古平町大字浜町 15 番地 1 の宅地 (1, 432. 77 m<sup>2</sup>)
- (22) 北海道古平郡古平町大字浜町 106 番地の宅地 (1, 179. 43 m<sup>2</sup>)
- (23) 北海道古平郡古平町大字浜町 16 番地 1 の宅地 (339. 85 m<sup>2</sup>)
- (24) 北海道古平郡古平町大字新地町 21 番地 4 の宅地 (697. 78 m<sup>2</sup>)

(建物)

- (1) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 204 番地 9 所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺地下 1 階付 2 階建 障害者支援施設「共働く家」本館 1 棟 (延面積 2, 078. 83 m<sup>2</sup>)
- (2) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 203 番地 4 所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 障害福祉サービス事業 共同生活援助「若者宿」本館 1 棟 (延面積 479. 74 m<sup>2</sup>)
- (3) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 204 番地 9 所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 障害者支援施設「共働く家」スプリンクラーポンプ機械室 1 棟 (面積 15. 75 m<sup>2</sup>)
- (4) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 204 番地 5 所在の鉄骨・木・軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 障害福祉サービス事業 就労継続多機能型「きょうどう」作業棟 1 棟 (延面積 562. 89 m<sup>2</sup>)
- (5) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 204 番地 9 所在の木・軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 障害者地域生活支援事業「生活・就労支援センター自立の家」1 棟 (延面積 215. 76 m<sup>2</sup>)
- (6) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 204 番地 5 所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 障害福祉サービス事業 共同生活援助「はばたき寮」1 棟 (延面積 208. 95 m<sup>2</sup>)
- (7) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 204 番地 9、5 所在の木・軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 障害福祉サービス事業 就労継続多機能型「きょうどう・BAKU」作業棟 1 棟 (延面積 180. 76 m<sup>2</sup>)
- (8) 北海道古平郡古平町大字浜町 218 番地所在の軽量鉄骨・木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 障害福祉サービス事業 共同生活援助「はまよん寮」1 棟 (延面積 132. 48 m<sup>2</sup>)

- (9) 北海道古平郡古平町大字沢江町 21 番地 1 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建  
障害福祉サービス事業 共同生活援助「さわえ寮」 1 棟（延面積 161.47 m<sup>2</sup>）
- (10) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 204 番地 9 所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建  
障害者支援施設「共働の家・くまげら」 作業棟 1 棟（延面積 87.66 m<sup>2</sup>）
- (11) 北海道古平郡古平町大字沢江町 672 番地所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建  
障害福祉サービス事業 共同生活援助「さわえ2寮」 1 棟（延面積 170.10 m<sup>2</sup>）
- (12) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 204 番地 9 所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建  
「れい明の里地域消防」機械保管庫 1 棟（面積 19.44 m<sup>2</sup>）
- (13) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 204 番地 5 所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建  
障害福祉サービス事業 就労継続多機能型「きょうどう・でいがた」 作業棟 1 棟（面積 81.00 m<sup>2</sup>）
- (14) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 204 番地 20 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建  
障害福祉サービス事業 就労継続・生活介護多機能型「みくすベジタ」本館 1 棟（延面積 985.42 m<sup>2</sup>）
- (15) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 204 番地 14 所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 障害福祉  
サービス事業 就労継続多機能型「きょうどう・せっけん工場セタカムイ」 作業棟 1 棟（延面積 110.20 m<sup>2</sup>）
- (16) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 203 番地 3 所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 障害福祉  
サービス事業 地域活動支援センター「つどい」本館 1 棟（延面積 162.48 m<sup>2</sup>）
- (17) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 204 番地 9、204 番地 5 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建  
障害福祉サービス事業 「地域生活総合支援センターいこいの家」本館 1 棟（延面積 1,106.73 m<sup>2</sup>）
- (18) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 204 番地 9 所在の木・鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺地下  
1 階付 2 階建 障害者支援施設「共働の家・高齢者生活支援棟だんらん」 1 棟（延面積 220.06 m<sup>2</sup>）
- (19) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 203 番地 4 所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建  
障害者支援施設「共働の家・BDF工場」 作業棟 1 棟（面積 38.12 m<sup>2</sup>）
- (20) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 203 番地 4 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建  
障害者支援施設「共働の家」 物品保管庫 1 棟（面積 60.61 m<sup>2</sup>）
- (21) 北海道古平郡古平町大字新地町 16 番地、港町 389 番地所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建  
障害福祉サービス事業 共同生活援助「しんち寮」 1 棟（延面積 292.02 m<sup>2</sup>）
- (22) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 204 番地 20 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建  
障害福祉サービス事業 共同生活援助「あかしあ」 1 棟（延面積 334.79 m<sup>2</sup>）
- (23) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 204 番地 11 所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建  
障害福祉サービス事業 共同生活援助「ルピナスの家」 1 棟（延面積 418.52 m<sup>2</sup>）
- (24) 北海道古平郡古平町大字浜町 202 番地 1 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建  
障害福祉サービス事業 共同生活援助「はま2寮」 1 棟（延面積 129.60 m<sup>2</sup>）
- (25) 北海道古平郡古平町大字浜町 232 番地 1 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建  
障害福祉サービス事業 共同生活援助「第2はま2寮」 1 棟（延面積 127.98 m<sup>2</sup>）
- (26) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 204 番地 9 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建  
「社会福祉法人古平福祉会・法人本部棟(歌棄エリア)」 1 棟（延面積 253.31 m<sup>2</sup>）
- (27) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 204 番地 20 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建  
障害福祉サービス事業 共同生活援助「白かば寮」 1 棟（延面積 223.56 m<sup>2</sup>）
- (28) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 203 番地 4 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

障害福祉サービス事業 共同生活援助「かえで寮」 1棟（延面積 254.45 m<sup>2</sup>）

(29) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 14 番地 5 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

障害福祉サービス事業 就労継続支援事業B型「みっくすべジタ」出張所「まりんはうす ふるびら」  
1 棟（延面積 549.81 m<sup>2</sup>）

(30) 北海道古平郡古平町大字浜町字奥 1451 番地、大字浜町 645 番地、650 番地 1、大字浜町字奥 1451  
番地先所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

認知症対応多機能・地域密着型「いきいき生活支援センター風花」本館 1 棟（延面積 986.58 m<sup>2</sup>）

(31) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 204 番地 5 所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

障害福祉サービス事業 共同生活援助「きぼう寮」 1 棟（延面積 166.25 m<sup>2</sup>）

(32) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 204 番地 8 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

障害福祉サービス事業 共同生活援助「よつば寮」 1 棟（延面積 240.97 m<sup>2</sup>）

(33) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 204 番地 8 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

障害福祉サービス事業 共同生活援助「はぎの家」 1 棟（延面積 240.97 m<sup>2</sup>）

(34) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 203 番地 4 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

障害福祉サービス事業 共同生活援助「かしわ寮」 1 棟（延面積 103.86 m<sup>2</sup>）

(35) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 203 番地 4 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

障害福祉サービス事業 共同生活援助「あじさい寮」 1 棟（延面積 107.91 m<sup>2</sup>）

(36) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 203 番地 4 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

障害福祉サービス事業 共同生活援助「すみれ寮」 1 棟（延面積 116.64 m<sup>2</sup>）

(37) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 204 番地 5 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

障害福祉サービス事業 共同生活援助「みずき寮」 1 棟（延面積 170.91 m<sup>2</sup>）

(38) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 204 番地 5 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

障害福祉サービス事業 共同生活援助「ほうの木寮」 1 棟（延面積 170.91 m<sup>2</sup>）

(39) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 204 番地 9、11 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

障害福祉サービス事業 共同生活援助「から松寮」 1 棟（延面積 172.78 m<sup>2</sup>）

(40) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 204 番地 8 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

障害福祉サービス事業 共同生活援助「さつき寮」 1 棟（延面積 156.32 m<sup>2</sup>）

(41) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 203 番地 4 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

障害福祉サービス事業 共同生活援助「あざみ寮」 1 棟（延面積 407.99 m<sup>2</sup>）

(42) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 203 番地 4 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

障害福祉サービス事業 共同生活援助「つつじ寮」 1 棟（延面積 389.20 m<sup>2</sup>）

(43) 北海道古平郡古平町大字浜町 15 番地 1 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

障害福祉サービス事業 就労継続支援事業B型「みっくすべジタ」出張所多機能型地域住民活性化  
ステーション「結」本館 1 棟（延面積 250.90 m<sup>2</sup>）

(44) 北海道古平郡古平町大字浜町 15 番地 1 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

障害福祉サービス事業 就労継続支援事業B型「みっくすべジタ」出張所 多機能型地域住民活性

化ステーション「結」別館 1 棟（延面積 128.03 m<sup>2</sup>）

(45) 北海道古平郡古平町大字浜町 106 番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺地下 1  
階付 2 階建 障害・老人福祉サービス多機能型事業「ぶらっとほーむ」本館 1 棟（延面積 998.95  
m<sup>2</sup>）

(46) 北海道古平郡古平町大字本町 47 番地所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

障害福祉サービス事業 共同生活援助「はちの巣寮」 1棟（延面積 335.46 m<sup>2</sup>）

(47) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 204 番地 9 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺 2階建

障害福祉サービス事業 共同生活援助「藤の木寮」 1棟（延面積 221.08 m<sup>2</sup>）

(48) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 203 番地 4 所在の木造合金メッキ鋼板葺平家建

障害福祉サービス事業 共同生活援助「若者宿」スプリンクラーポンプ機械室 1棟（面積 7.29 m<sup>2</sup>）

(49) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 204 番地 5、11 所在の木造合金メッキ鋼板葺平家建 障害福祉サービス事業 共同生活援助「ルピナスの家」スプリンクラーポンプ機械室 1棟（面積 7.29 m<sup>2</sup>）

(50) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 204 番地 14 所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建「職員住宅A棟」 1棟（面積 251.94 m<sup>2</sup>）

(51) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 204 番地 14 所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建「職員住宅B棟」 1棟（面積 251.94 m<sup>2</sup>）

(52) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 204 番地 14 所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建「職員住宅C棟」 1棟（面積 262.94 m<sup>2</sup>）

(53) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 203 番地 3 所在の軽量鉄骨・木造亜鉛メッキ鋼板葺 2階建  
障害福祉サービス事業 共同生活援助「くぬぎ寮」 1棟（延面積 262.94 m<sup>2</sup>）

(54) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 204 番地 20 所在の鉄骨造陸屋根 2階建 障害福祉サービス事業「みくすベジタ」本館付設生活介護多機能型「よんな～」作業棟 1棟（延面積 244.53 m<sup>2</sup>）

(55) 北海道古平郡古平町大字新地町 21 番地 4 所在の、鉄骨造陸屋根 2階建「社会福祉法人古平福祉会・法人本部棟」 1棟（延面積 361.29 m<sup>2</sup>）

(56) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 203 番地 3 所在の鉄骨造平家建障害者支援施設「共働の家」本館付設機械設備「フィルター棟」 1棟（延面積 101.50 m<sup>2</sup>）

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第一〇章第四一条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

#### （基本財産の処分）

第三四条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、北海道知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、北海道知事の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

#### （資産の管理）

第三五条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第三六条 この法人の事業計画書及び、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三七条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三八条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三九条 この法人の会計については、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第四〇条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第一〇章 公益を目的とする事業

(種別)

第四一条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、この法人が行う社会福祉事業以外の社会福祉

を目的とする事業であって、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 訪問入浴介護の事業
- (2) 地域生活支援の事業
- (3) 居宅介護支援の事業

2 前項の事業運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第一一章 解散

(解散)

第四二条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第四三条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第一二章 定款の変更

(定款の変更)

第四四条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、北海道知事の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならぬ。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を北海道知事に届け出なければならない。

## 第一三章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四五条 この法人の公告は、社会福祉法人古平福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四六条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 関口 八郎  
理事 猿渡 肇  
〃 辻田 十三夫

〃 阿彦 豊作  
〃 久木 正男  
〃 吉野 浩次  
〃 横川 時子  
〃 小野 正七  
〃 丹後 藤雄  
監 事 小池 國雄  
〃 梅野 道夫

- ・この定款は、平成29年4月1日から施行する。
- ・この定款は、平成29年11月6日一部改正し、平成30年1月1日から施行する。
- ・この定款は、平成30年12月11日一部改正し、平成31年 4月1日から施行する。
- ・この定款は、令和2年5月27日一部改正し、令和2年 7月 1日から施行する。
- ・この定款は、令和3年3月23日一部改正し、令和3年 7月14日から施行する。